

第7回 高知県森林整備公社経営検討委員会の概要について

開催日時：平成22年8月24日（火） 13時00分～15時50分

開催場所：高知城ホール2階 中会議室

参加者：（委員）

根小田渡委員（委員長）、橋本誠委員、中越利茂委員、金子努委員、
高村禎二委員、武田裕忠委員、森永洋司委員、戸田文友委員
（特別委員）

橋本勇特別委員
（高知県）

臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、
大野森づくり推進課長、久武企画監（分収林改革担当）、田所行政管理課長、
稲垣総務福利課長

1 議事

「改革プラン」の骨子の検討について

（1）現状認識の修正

○事務局から、資料「報告書（素案⑦）」に基づき説明。

前回の委員会では、「公社の長期収支の試算を提出する」ということを約束したが、検証の仕方など整理していることと、新しい会計基準が、最終的に国の了解を得るまでには至ってないということもあり、本日の委員会には出せないことをお詫び申し上げます。

<主な質疑・意見>

（委員）

これまで、「分収林特別措置法」、「公社の定款」、「業務手続書」、「分収林契約書」、「融資の契約書」の提示がないが、対策がバラバラにならないように、これらの情報を認識する必要があり、見せていただきたい。

「現状認識」について、「講じていない」と断定文章になっているが、「長伐期化をした」、「6対4を7対3に分収割合を変えた」、「分収方法を、高知独特の方法での「新三者」にした」、「団地ごとに資産査定をした」というのは一応対応であり、一概に「リスクヘッジしなかった」というような表現は、いかがなものかと思う。

報告書の12ページ「責任の所在」は、誰が、どの時点で、どのような責任を、どのようにして止めるべきだったかというところまで、現状分析の中で書く責任があると思う。

報告書の14ページ「多額の人件費」は、多額と判断した根拠を明確にしておかなければ、40ページで、「多額の人件費ということについては改善を」と書いているが、対策が出てこないと思う。

（委員長）

資料は、具体的な解決策を考えるときに必要であり、重要な資料は、事務局で用意していただきたい。

「現状認識」は、大筋では共通認識は得たと思っているが、いろんな問題点が記載されている中で、今後の改善策の検討段階において問題の軽重について議論があると思うので、最終案では、メリハリをつけながら全体の統一性を保つよう付け加えることで対応してはどうかと思う。

(2) 解決手段について

○森永委員から、資料「報告書（素案⑦）」に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

有利子負債の繰上償還に係る県からの無利子貸付の支援については、補助金による資金援助という方法もあるが、県が損失補償をしている関係で公社の債務超過は最終的には県の負債になり、その負債を補助金で埋めるのは、公益性があるのか十分考えて判断、対応する必要があるが厳しいと考えている。

(委員)

契約変更のための手間が大変であると思うが、分収割合の見直しはできるのか。

分収割合の見直しは一律8対2で進めていくのではなく、ランク毎に山の価値をして提案型施業の様に、どれだけ山主にお返しできるのか、その都度提示していくようなやり方に変更はできないのか。

(事務局)

民・民との契約であり、契約変更は可能であるし、他の公社についてはそういう作業を進めている公社もあるが、膨大な事務がかかる。分収割合の変更を了承した人だけが例えば8対2になる、了承しなければ6対4で残ってしまうという公平性が一番の問題である。

(委員)

その当時の契約の拘束力について、契約当時と大きくと事情が変わったような場合(民法の「事情変更」)、その契約には拘束されないという考え方もあるが、最終的には司法判断となる。

(委員)

有利子負債の繰上償還については、現在の公庫から借りている金利よりも、低い金利で県が調達できるというのが第一の条件。もう1つは、県がその調達したお金を、公社に貸し付するのか、補助金で出すのか、どういう方法で渡すのかという問題がある。

貸し付けは、返してもらうことが前提であり、返してもらわなくて貸し付けしたら、刑法の「背任」になる。経営が厳しい状況の公社への貸し付けは非常に難しい気がする。

補助金は、「公益上必要があるときは補助をすることができる」というのが法律の規定であるが、行政の判断、あるいは議会も含めた判断と、司法判断が食い違うというのはある。公益性の判断で、一番大事なことは、補助金を出すことによって、県民がどういう利益を得るのかということ。公社の新規の金利は発生しない、従って県民負担の増加を防ぐ。これが、県財政の健全化ということを通じて、県民にプラスになることを具体的に説明できるかどうか、そこに公益性があるかという判断になると思う。

(事務局)

繰上償還の財源を貸付金で出すというのには、県が損失補償をしており、結果的には無利子貸付は県の債務になるということで理論構成をしていたが、補助金で出すという方法もあると思う。

(委員)

繰上償還の対象となる不採算林の契約解除については、法律上問題はないのか。

(委員)

事情変更の考え方もあるが、契約の履行ということで土地所有者が訴訟を起こした場合は、司法判断になると思う。

(委員)

分収造林は公社の他に、水源林旧公団造林、県が行う県行造林、市町村もやっているが、分収割合を公社だけ8対2にするということは、難しいと思う。繰上償還にかかる条件である不採算林を契約解除する時は、このままの状態では土地所有者に返すということが条件になると思う。

(事務局)

公社は昨年主伐を実施し、正味財産が毀損をしているという状態であり、今年も主伐があるということと、新会計基準が導入された場合、時価評価の要素が入りバランスシート（貸借対照表）上は資産が劣化し、今年の決算で債務超過に陥る可能性が高いということを危惧している。

債務超過であったとしても、公社は、平成25年の新公益法人までは潰れることはない。

最終的には債務超過の消し方を含めて三セク債を使うということも考えられるし、そのまま置いておく方法や、それとも、例えば、債務超過になった時に県が補助金で支援をしていく方法もあるし、民間でよくやる増資というのもあり得る。最終的には債権放棄というよう方法もあると思う。

(委員)

民間の立場から言うと、増資はやはりリターンを求めるので、今回の件（債務超過の解消）については、増資というのはいり得ないと思う。

(委員)

バランスシートが赤になるのを放置する選択肢がなければ、消すしかない。

消す方法は、新たな出資をするか、債権放棄を県がするのか、公庫が放棄するのか。債権放棄しかないのではないかと。それ以外の方法は無いので、議論をする余地がない。

B/S（バランスシート）上の赤を消すための補助金というのはいり得ないのではないかと。P/L（損益計算書）上の問題であれば補助金を入れてということはある。資産が足りない分の補助金というのはいり得ないような気がする。

(委員長)

繰上償還による有利子負債の圧縮については、9月の県議会に簡単な報告するという事で対応し、公社の経営改善策、改革案については、具体的に可能な方策等もう少し検討を深める必要があると思うので、今しばらく委員の皆さまには、審議にご協力をいただきたい。

(事務局)

今日の委員会では議論を深めることが難しいと思うので、事務局では、報告書（素案）の11「速やかに対応すべき公社改善策」について、委員からペーパーで意見を頂き、事務局で取りまとめ、改革プラン作成担当の委員さんと協議をさせていただいた後、9月末の議会開会前に次の委員会を開催させていただき、中間報告ということで委員会として了承していただいたものを、議会に報告したいと考えている。

(委員長)

次回委員会は、この中間報告の部分を中心に意見をいただくということで開催する。